

当院における身体拘束を最小化する取り組みについて

1 基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

・医療サービス提供にあたって、患者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他患者等の行動制限する行為を禁止する。

(2) 身体拘束の定義

・抑制帯等、患者の身体又は衣類に触れる何らかの器具を使用したり、向精神薬等の過剰な投与により、一時的に患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

2 身体拘束最小化のための体制

院内に身体拘束最小化に係る身体拘束最小化チーム（以下「チーム」）を設置する。

(1) チームの構成

・チームは医師、看護師、薬剤師、事務員をもって構成する。

(2) チームの役割

- ① 身体拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知する。
- ② 身体拘束最小化するための指針を見直し、職員に周知活用する。
- ③ 身体拘束の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
- ④ 入院患者に係る職員を対象に、身体拘束の最小化に関する研修を定期的に行う。

3 身体拘束最小化のための活動

(1) 身体拘束最小化のための研修

- ① 定期的な教育研修（年1回）の実施
- ② 必要な教育・研修の実施および実施内容の記録

(2) 倫理カンファレンスの開催

倫理的視点にたち、身体拘束の実施や解除について、他病棟スタッフも交え、検討する。

倫理カンファレンスを定期的を開催する。

令和8年3月1日
医療法人盟陽会
泉ヶ丘クリニック